

平成27年 第3回 農業委員会総会

日 時 平成27年3月23日 (月) 午後3時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	
	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城 えり子	18 番 大本 秀子
	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

2 番 百次 仁一	3 番 仲西 栄二	6 番 島當 道広
15 番 友利 一彦	19 番 眞榮里 保	

【職務のために出席した職員】

新垣 康德	兼城 浩康	国吉 孝
-------	-------	------

【議事録署名人】

13 番 具志堅 繁光	14 番 長嶺 功
-------------	-----------

【議事日程】

日程第1	議案第9号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2	議案第10号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3	議案第11号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議案第12号	農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第5	議案第13号	農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第6	議案第14号	農地中間管理機構法に基づく農用地利用配分について

平成 27 年 第 3 回 総会 議事録

事務局	時間になりましたので、平成 27 年第 3 回の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、2 番百次仁一委員、3 番仲西栄二委員、6 番島當道広委員、15 番友利一彦委員、19 番眞榮里保委員より欠席との連絡がありました。過半数以上の出席がありますので総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。
会長	【開会のあいさつ】 皆さんこんにちは。26 年度の総会は今回が最後となります。それでは平成 27 年第 3 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 13 番具志堅繁光委員、14 番長嶺功委員です。次回調査委員が 20 番玉城正智委員、21 番金城早苗委員、22 番伊敷幸栄委員となっています。よろしくお願いします。 【議事日程】 日程第 1 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について(9 件) 日程第 2 議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について(2 件) 日程第 3 議案第 11 号 農地法第 5 第 1 項の規定による許可申請について (3 件) 日程第 4 議案第 12 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(3 件) 日程第 5 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (14 件) 日程第 6 議案第 14 号 農地中間管理機構法に基づく農用地利用配分計画について(1 件) となっています。 【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 9 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 9 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 2 ページお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてです。1 番は阿波根の 1 筆で、売買による所有権移転です。2 番は国吉の 2 筆で、売買による所有権移転です。こちらは 1 月のあっせん申し出成立です。

	3 番は米須の 1 筆で 3 年間の賃貸借権の設定です。4 番は大度の 1 筆で、売買による所有権移転です。5 番は大度の 1 筆で、売買による所有権移転です。次に 3 ページお開き下さい。6 番は北波平の 1 筆で、売買による所有権移転です。7 番は北波平の 1 筆で、5 年間の使用貸借権の設定です。8 番は座波の 1 筆で、5 年間の賃貸借権の設定です。9 番は座波の 2 筆で売買による所有権移転です。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、委員の皆さんのご意見ご質問よろしくお願ひします。
委員	はい、申請者の農業従事日数は事務局が調べて判断しているのでしょうか。
事務局	申請者の申請通りです。
委員	はい、わかりました。
会長	それでは、議案第 9 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 10 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 2 件を議題とします。事務局より説明お願ひします。
事務局	はい。それでは、5 ページをお開き下さい。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について説明します。1 番は大里の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です。太陽光発電への転用となっております。2 番は真栄平の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地です。住宅への転用となっております。以上です。

会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	今回の調査は 17 番大城えり子委員、18 番大本秀子委員の 2 名で調査しました。航空写真 6 ページをご覧ください。申請場所は、墓地と事業所と段差に分断されており、傾斜のある生産性の低い農地となっていましたので太陽光発電設置への転用は問題ないと判断しました。次に 7 ページご覧ください。申請場所は、真栄平集落の北に位置し、現場は黒木が植えられておりました。集落に接した第 3 種農地であるため、住宅への転用は問題ないと判断しました。以上です。
会長	はい。それでは皆さんのご意見ご質問よろしくをお願いします。
委員	はい、今の説明で 2 人は承認するということによろしいでしょうか。
調査員	はい。
会長	他にございませんか。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 10 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは次に、日程第 3 議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 3 件を議題とします。

事務局	それでは、9 ページをお開き下さい。1 番は真壁の 1 筆で第 2 種農地です。太陽光発電への転用です。権利区分が使用貸借権となっております。2 番は北波平の 1 筆で第 2 種農地です。資材置場への転用です。権利区分が賃貸借権となっております。3 番は大里の 3 筆で第 2 種農地です。保育園への転用です。売買による所有権移転となっております。
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	今回の調査は 17 番大城えり子委員、18 番大本秀子委員の 2 名で調査しました。航空写真 10 ページをご覧ください。申請地は真壁集落の南側に位置し、申請場所の南側は 1 メートルから 2 メートルほどの段差で、市道で分断された第 2 種農地となっており、太陽光発電への転用は問題ないと判断しました。次に 11 ページをご覧ください。申請場所の北側と東側は現在、申請を受けた太陽光発電が設置されています。申請場所を含めた生産性の低い農地となりました。資材置場への転用は問題ないと判断しました。最後に 12 ページをご覧ください。申請場所の北側は市街化区域となっており、市街化区域の宅地と東側の段差に囲まれた第 2 種農地で保育園への転用は問題ないと判断しました。以上です。
会長	はい。それでは皆さんのご意見ご質問よろしくお願いします。
委員	はい、9 ページです。売買で保育園を作るとありますがこれは改築なのか建て替えなのか説明をお願いします。
事務局	新島郵便局から北側に位置していて、交通が不便ということで補助事業を持って移転したいということです。
会長	他にございませんか。

委員	はい。9 ページの 2 番です。こちらはすでに太陽光発電がありますが、分筆していない理由は何ですか。
事務局	分筆して申請はやりやすい所もありますが、申請人の考えは分筆しないという事です。必ず分筆しなければ転用出来ないということはありません。
会長	他に意見ございませんか。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 11 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	次に議案第 12 号議案農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、13 ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。それでは皆さんのご意見ご質問よろしくお願いします。
委員	特になし。

会長	それでは、議案 12 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 13 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 14 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略)
事務局	それでは、19 ページお開き下さい。26-131 は米須の 2 筆で 10 年間の賃借権の設定です。パイプハウス事業の申請となっております。26-132 は米須の 2 筆で 10 年間の賃借権の設定です。経営作目は野菜で、パイプハウス事業の申請となっております。26-133 は大里の 1 筆で 10 年間の賃借権の設定です。経営作目は野菜でパイプハウス事業の申請となっております。次に 20 ページお開き下さい。26-134 は真壁の 1 筆で 8 年間の使用貸借権の設定です。経営作目は果樹でパイプハウス事業の申請となっております。26-135 は伊敷の 2 筆で 8 年間の賃借権の設定です。認定農家の申請となっております。26-136 は伊敷の 3 筆で 8 年間の賃借権の設定です。経営作目は牧草で、認定農家の申請となっています。次に 21 ページをお開き下さい。26-137 は伊敷の 2 筆で 8 年間の賃借権の設定で、経営作目は牧草で認定農家の申請となっております。26-138 は小波蔵の 1 筆で 3 年間の使用貸借権の設定です。経営作目は野菜の規模拡大です。26-139 は南波平の 1 筆で 9 年間の使用貸借権の設定です。経営作目は果樹の新規就農です。26-140 は南波平の 1 筆で、9 年間の使用貸借権の設定です。経営作目は果樹の新規就農です。次に 22 ページをお開き下さい。26-141 は与座の 1 筆で 4 年間の賃借権の設定です。JA を介しての設定です。経営作目はサトウキビの規模拡大です。26-143 は大里の 1 筆で 4 年間の賃借権の設定です。経営作目はサトウキビの規模拡大です。26-145 は与座の 1 筆で 4 年間の賃借権の設定です。経営作目はサトウキビの規模拡大です。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見等よろしくお願ひします。

委員	はい、22 ページです。様式の記入の仕方ですが農協を経由していますよね。借りる側はいいですが、農協の経営面積は空欄でいいと思いますが。
事務局	農協の経営に見えるので書かないほうがいいと思います。申請窓口の農政課と調整したいと思います。
委員	分かりました。
会長	他にございませんか。
委員	特になし。
会長	議案第 13 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	次に日程第 6 議案第 14 号農地中間管理機構法に基づく農用地利用配分計画案についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	次に 25 ページをお開き下さい。26-1 は糸洲の 1 筆で告示日より 5 年間です。賃借権の設定であります。こちらは 23 ページと関連しております。これは農業委員会の意見を求めているのでこの議案としてあげています。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくお願いします。

委員	はい。本来なら農地中間管理機構は 5 年以上 10 年以内だと思います。今回は、告示日より 5 年とありますが今までのあっせん事業と変わらないのではないのでしょうか。
事務局	原則は 10 年なのですが、実際に貸し手が出てこないということで今回は 5 年でやりたいということでした。
会長	議案第 14 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。
事務局	来月の総会は 4 月 24 日(金)となっております。ご協力ありがとうございました。
議事録署名人 13 番 具志堅 繁光 14 番 長嶺 功	